

登別市立鷺別保育所運営事業者民間委託に係る質問及び回答

委託等名 登別市立鷺別保育所運営事業者民間委託

番号	項目	質問	回答
1	申請について	申込書類の様式等はウェブ上にデータがあるのか。	登別市公式ウェブサイトの「登別市立鷺別保育所の運営事業者を募集します」というページに掲載しています。
2	引き継ぎ保育について	引き継ぎ保育の実施については、具体的にどういったことをするのか。	事業者が決まってからの調整により変わる部分があるとは思いますが、これまでの保育内容や、それぞれのお子さんの特徴などについて、引き継ぎをすることを想定しています。年明けくらいから並行して実施できればと考えています。
3	プレゼンテーションについて	プレゼンテーションの時間についてはどのくらいの持ち時間なのか。	後日、申込みがされた後にご案内する予定です。
4	クラスについて	何クラスあるのか。	0歳児～5歳児までの6クラスあります。
5	施設の修繕について	令和8年度からの委託にあたり、施設の修繕に関しては10万円以下の修繕は事業者負担となるが、実際に運営してから10万円を超える修繕をしなければならないといった場合に対応してもらえるのか。	修繕については、『登別市鷺別保育所民間委託運営事業者募集要項』6ページ 12財産の取扱方法等(4)※のとおり、「民間委託実施前(令和7年度中)に少なくとも5年間現地で保育が実施できる程度の修繕を行う予定」であります。 なお、運営委託後の修繕については、児童の安全や保育状況・体制等を勘案して実施します。
6	施設の修繕について	建物の耐震基準は満たされているのか。	建築時(昭和51年)、その時点での耐震基準(旧耐震基準 震度5程度の地震で倒壊しないレベル)は満たした状態で建築されています。 なお、耐震性の状況については、建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第1号に規定する「特定既存耐震不適格建築物」として、所有者が耐震診断を行い、耐震改修を行うように努めなければならない建築物に保育所がありますが、これに該当する建築物【保育所】は、同施行令第6条第2項第1号の規定により、2階建ての建物であり、床面積の合計が500㎡のものが該当するため、鷺別保育所においては、床面積は643.93㎡であるものの、1階建ての建物であるため、法令上耐震診断を行う必要がないことから、これまで耐震診断を実施していません。
7	施設の修繕について	受託した後、建物内部の壁などに塗装などを行うことは可能か。	事前に市へご相談ください。
8	災害発生時の考え方について	大型地震、津波などの災害発生に対する考えは。	毎月実施している避難訓練のメニューの中で、津波想定訓練として鷺別小学校屋上への避難、また、大津波想定訓練として室蘭総合自動車学校の裏山への避難などを実施しています。 なお、鷺別小学校屋上への避難にあたっては、平時は避難ルート上に設置してある車止めを外すことにより、避難車も含めスムーズ(15分程度)に屋上へ避難ができていることを申し添えます。